6　終身建物賃貸借に関する事項

7　賃貸の条件

賃貸の条件	
賃貸借契約の解除	

8　前払家賃に関する事項

前払家賃の額	円
上記前払家賃の算定の基礎	
上記前払家賃に対する保全措置	

9　賃貸住宅の管理の方法

管理期間における管理の方式	1．賃貸住宅の管理の委託 2．自ら管理
賃貸住宅の管理の委託をする相手（以下「管理業務者」という。）の氏名又は名称	
管理業務者又は2の場合の申請者の概要	別添による。
賃貸住宅の修繕	
備付図書	

10　賃貸住宅の整備の実施時期

整備の着手の予定年月日	年　月　日
整備の完了の予定年月日	年　月　日

11　事業が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨

別添

管理業務者又は申請者の概要

氏名又は名称			
住所	主たる事務所		
	当該賃貸住宅の管理を行う事業所		
宅地建物取引業法に基づく免許			（有・無）
免許を有する場合		免許種別	
		免許番号	
		免許取得年月日	
自己資本の額		（円）	
賃貸住宅の管理戸数		年	
		年	
		年	
		現在	年　月　日現在　戸
賃貸住宅の管理を行う人員の数			年　月　日現在　人

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第八号中「第五十六条」を「第五十二条」に改める。

（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則の一部改正）

第三条　農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行規則（昭和四十六年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「平方メートル（」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）による改正前の」を加える。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条を削る。

附　則

この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。